

等ノ兩刃ニ各限ニ符令ニ附符シ、此類ハ煉原若御回サレタシ。
 神崎合同盟ニハ山内蓬齋、藤原大國、神合會ニハ金五米吉
 出牟齋ノ義登ハ限回ニキ、恐斯ノ符レイ心許サシ、日本若
 添田、常務理事ヲ今ナ爾西武面ニ學識ノ符令ノ出家サレ得、
 再三再四請問シ、此ノ牟齋ニ未熟ニ因マロイマ、懸断シタマセ、
 二十二日ニ來函中ノ本會常務理事添田端一限刃ヲ其ノ越前ニ
 ナレイシ、同指重對取田神太以、若御附付、山内蓬齋ノ兩刃ハ、
 若ニ異出サシイ情状ニ報マシ、文マ、神原シタマハ本指斷ハ、
 神崎工設煉原若御出イ回却ニ入、若工設ヲ、判断シ、同ノ煉原

(廿) 兩刃ヲ資與スルコトイ
 (廿) 藤原若御マ限ヨサハロイ
 (廿) 若工設ノ御情マ五聽ニスルコトイ
 (廿) 山内蓬齋御問マ十五日間御返

神崎若人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

然シ會社側ニ對シテハ福利施設等ニ對シテハ實行セシメルト親
 切ニ兩幹部ニ説カレタル結果、兩幹部モ添田常務理事ノ主旨ニ
 對シ感動シ、各組合幹部ト協議ノ結果、改メテ添田理事ニ回答
 スルコト、シ、一旦其場ハ引揚ゲタリ。越ヘテ翌廿六日同氏ハ
 添田常務理事ヲ旅舎ニ訪レ、此際ハ添田理事ノ主旨ニ基キ一時
 歎願條件ハ撤回スルコト、ナリ、無事ニ解決シタルノ回答ヲ得
 タル爲メ添田理事ハ廿七日歸京サレタリ。

◎神崎工場爭議再發ノ件

一旦添田常務理事ノ調停ニテ解決シタル合同紡神崎工場ハ再
 ビ従業員大會ヲ杭瀬ニ於テ舉行、其結果變ノ回答ハ一應受諾シ
 改メテ要求ヲ提出スベク協議シ、越ヘテ五月三日午前十一時職工
 代表二十二名ハ左記ノ歎願書ヲ提出シタ

記

(1) 賃銀他上ノ件